

クレジット加盟店の皆様へ

一般社団法人日本クレジット協会（加盟店情報交換センター）は、割賦販売法で認定されたクレジット業界の自主規制団体として、同法に基づき、加盟店の悪質な行為によるお客様の被害を防止するために必要な情報を会員（クレジット会社）間で共同利用しています。

このほど、更なる消費者利益の保護を図るため、加盟店情報交換制度において、お客様からの申出について、登録の対象を拡大することといたしました。

重要

- ◆ 今後、割賦販売法に基づき登録していた「苦情原因分類情報」等に加えて、クレジットを利用したお客様からの加盟店に係る申出の事実が「申出情報」として登録されます。この場合、加盟店に起因しないもの、お客様の誤解等によるものは除かれます。
- ◆ 「申出情報」は、割賦販売法に規定する「利用者等の保護に欠ける行為」に該当するか否かの判断が困難なものが登録されます。したがって、既存の「苦情原因分類情報」等とは性質が異なる情報であり、この情報をもってただちに問題があると判断されるものではありません。
- ◆ なお、申出情報としては、「加盟店名称」、「所在地」、「利用日」、「申出受付日」、「販売方法」の他、「お客様の申出内容」及び「加盟店の主張」等の内容が、6か月間協会に登録され、クレジット会社間で参考情報として共同利用されます。

加盟店情報交換制度及び共同利用目的については、一般社団法人日本クレジット協会のホームページ（<http://www.j-credit.or.jp/>）をご覧ください。

